

鳥取県告示第20号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月13日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社True	鳥取市湖山町東四丁目116	訪問介護事業所はあとふる	鳥取市湖山町東四丁目116	同行援護	平成24年1月1日